

システム実用化WG運営規則(案)

平成 26 年 6 月 4 日
自動走行システム推進委員会議長
プログラムディレクター
渡 邊 浩 之

(ワーキンググループの運営)

第1条 システム実用化ワーキンググループ(以下、「WG」と言う。)の議事の手続、その他 WG の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(主査)

第2条 WG には主査を置く。

- 2 主査および構成員は、自動走行システム推進委員会(以下、「推進委員会」と言う。)によって決定される。
- 3 主査は、WG の事務を掌理する。
- 4 主査が WG に出席できない場合は、あらかじめ主査が指名する構成員が、その職務を代理する。
- 5 主査は、研究開発の内容、目標等の検討にあたり、構成員の出席が将来の研究開発の進捗管理等に支障を生じる可能性があるとは判断した場合は、当該検討に係る議事について当該構成員の退席を命じることができる。
- 6 主査による調整が不調の場合、最終的な判断は主査が推進委員会議長及び内閣府と相談のうえ行う。

(構成員の欠席)

第3条 WG に属する構成員が WG を欠席する場合は、代理人を WG に出席させることができる。

- 2 WG を欠席する構成員は、主査を通じて、当該 WG に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 WG は、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

- 2 WG は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
- 3 WG は、推進委員会の指示に基づいて議事を進め、その議論状況を適宜に推進委員会に報告する。

(調査・検討事項)

第5条 WG は、自動走行システムの実現に向けた以下の項目におけるシステム実用化の推進・出口戦略に関する調査・検討等を行う。

- (1)交通事故削減
- (2)高齢者移動支援
- (3)渋滞の解消・緩和
- (4)環境負荷低減

- (5) 産業国際競争力強化
- (6) 自動走行システム実現(ドライバーとクルマの責任分担などの課題解決)
- (7) 前各号に掲げる事項に附帯する事項

(公開)

第6条 WG の会議は原則として公開する。ただし、主査が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により WG の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第7条 主査は、WG における議事内容を、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、主査が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、WG の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、WG に関し必要な事項は、推進委員会が定める。

(了)

国際連携WG運営規則(案)

平成 26 年 6 月 4 日
自動走行システム推進委員会議長
プログラムディレクター
渡 邊 浩 之

(ワーキンググループの運営)

第1条 国際連携ワーキンググループ(以下、「WG」と言う。)の議事の手続、その他 WG の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(主査)

第2条 WG には主査を置く。

- 2 主査および構成員は、自動走行システム推進委員会(以下、「推進委員会」と言う。)によって決定される。
- 3 主査は、WG の事務を掌理する。
- 4 主査が WG に出席できない場合は、あらかじめ主査が指名する構成員が、その職務を代理する。
- 5 主査は、研究開発の内容、目標等の検討にあたり、構成員の出席が将来の研究開発の進捗管理等に支障を生じる可能性があるとは判断した場合は、当該検討に係る議事について当該構成員の退席を命じることができる。
- 6 主査による調整が不調の場合、最終的な判断は主査が推進委員会議長及び内閣府と相談のうえ行う。

(構成員の欠席)

第3条 WG に属する構成員が WG を欠席する場合は、代理人を WG に出席させることができる。

- 2 WG を欠席する構成員は、主査を通じて、当該 WG に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 WG は、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

- 2 WG は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
- 3 WG は、推進委員会の指示に基づいて議事を進め、その議論状況を適宜に推進委員会に報告する。

(調査・検討事項)

第5条 WG は、自動走行システムの実現に向けた国際連携に資する項目のうち、以下の調査・検討等を行う。

- (1)先読み情報 国際標準化
- (2)オープン型国際研究所
- (3)運転支援ITS国際会議
- (4)関係者・市民の理解・賛同促進
- (5)前各号に掲げる事項に附帯する事項

(公開)

第6条 WG の会議は原則として公開する。ただし、主査が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により WG の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第7条 主査は、WG における議事内容を、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、主査が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、WG の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、WG に関し必要な事項は、推進委員会が定める。

(了)

次世代都市交通WG運営規則(案)

平成 26 年 6 月 4 日
自動走行システム推進委員会議長
プログラムディレクター
渡 邊 浩 之

(ワーキンググループの運営)

第1条 次世代都市交通ワーキンググループ(以下、「WG」と言う。)の議事の手続、その他 WG の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(主査)

第2条 WG には主査を置く。

2 主査および構成員は、自動走行システム推進委員会(以下、「推進委員会」と言う。)によって決定される。

3 主査は、WG の事務を掌理する。

4 主査が WG に出席できない場合は、あらかじめ主査が指名する構成員が、その職務を代理する。

5 主査は、研究開発の内容、目標等の検討にあたり、構成員の出席が将来の研究開発の進捗管理等に支障を生じる可能性があると判断した場合は、当該検討に係る議事について当該構成員の退席を命じることができる。

6 主査による調整が不調の場合、最終的な判断は主査が推進委員会議長及び内閣府と相談のうえ行う。

(構成員の欠席)

第3条 WG に属する構成員が WG を欠席する場合は、代理人を WG に出席させることができる。

2 WG を欠席する構成員は、主査を通じて、当該 WG に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 WG は、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

2 WG は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

3 WG は、推進委員会の指示に基づいて議事を進め、その議論状況を適宜に推進委員会に報告する。

(調査・検討事項)

第5条 WG は、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向け、東京の発展と高齢化社会を見据えた以下の項目に関する調査・検討等を行う。

(1)日本の次の世代に資する次世代公共道路交通システム/交通弱者・歩行支援システムの実用化

(2)地域マネジメントの高度化自動走行システムの実現

(3)前各号に掲げる事項に附帯する事項

(公開)

第6条 WG の会議は原則として公開する。ただし、主査が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により WG の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第7条 主査は、WG における議事内容を、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、主査が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、WG の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、WG に関し必要な事項は、推進委員会が定める。

(了)